

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人 事 課）

ページ
一

規則

号外 (三五) 平成二十二年 四月 一日

岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号の二

岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「児童手当及び特例給付」を「子ども手当等」に改める。

第一条中「児童手当（以下「手当」という。）を「子ども手当、児童手当」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「特例給付」を「子ども手当等」に、「法」を「

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、児童手当法、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）に改め、「昭和四十六年政令第二百八十一号」の下に、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）」を加える。

第二条中「手当及び特例給付」を「子ども手当等」に改める。

第三条中「手当及び特例給付」を「子ども手当等」に、「（手当）」を「（子ども手当等）」に改める。

第四条及び第五条中「手当及び特例給付」を「子ども手当等」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター